

2 届出医療機関に対する情報提供

- (1) 登録室は、届出医療機関に対して、当該医療機関に係る届出患者の予後に関する情報（死亡年月日及び死因。以下「予後情報」という。）を提供することができる。
- (2) 届出医療機関は、予後情報の提供を受けようとするときは、書面により登録室に申請する。
- (3) 登録室は、申請を受けたときは、予後情報提供記録簿（様式第3号）に記入し、直接又は簡易書留郵便により提供する。

3 公表資料以外の情報の提供

- (1) 年報等により公表された資料以外の情報を利用しようとする者は、茨城県地域がん登録資料利用申請書（様式第4号）を、登録室を経て保健福祉部長に提出する。
- (2) 保健福祉部長は、当該申請が次に掲げる要件を満たしていると認められるときは、利用の承認を行うことができる。
ただし、登録患者個人が識別される情報は、承認することができない。
 - ① 利用の目的が、保健医療の向上又は研究のためであること。
 - ② 利用する情報の範囲が、目的を達成する上で必要最小限のものであること。
 - ③ 申請者において、利用する情報の管理が適切に行われること。
- (3) 保健福祉部長は、承認又は不承認を行う前に、地域がん登録データ利用判定委員会の意見を聞くものとする。
- (4) 保健福祉部長は、承認又は不承認を決定したときは、地域がん登録資料利用承認通知書（様式第5号）又は地域がん登録資料利用不承認通知書（様式第6号）を、登録室を経て申請者に通知する。
- (5) 登録室は、承認通知に基づき申請者に資料を提供するときは、地域がん登録資料提供記録簿（様式第7号）に記入する。
- (6) 申請者は、資料の提供を受けるときは、誓約書（様式第8号）を登録室を経て保健福祉部長に提出しなければならない。
- (7) 申請者は、利用目的を達成したときは、直ちに資料のすべてを返却するとともに、利用の成果を保健福祉部長に提出しなければならない。

第6 個人情報の非開示

患者個人の識別され得る情報は、いかなる者からの請求であってもこれを開示しない。
また、自己情報の開示請求についても、同様とする。

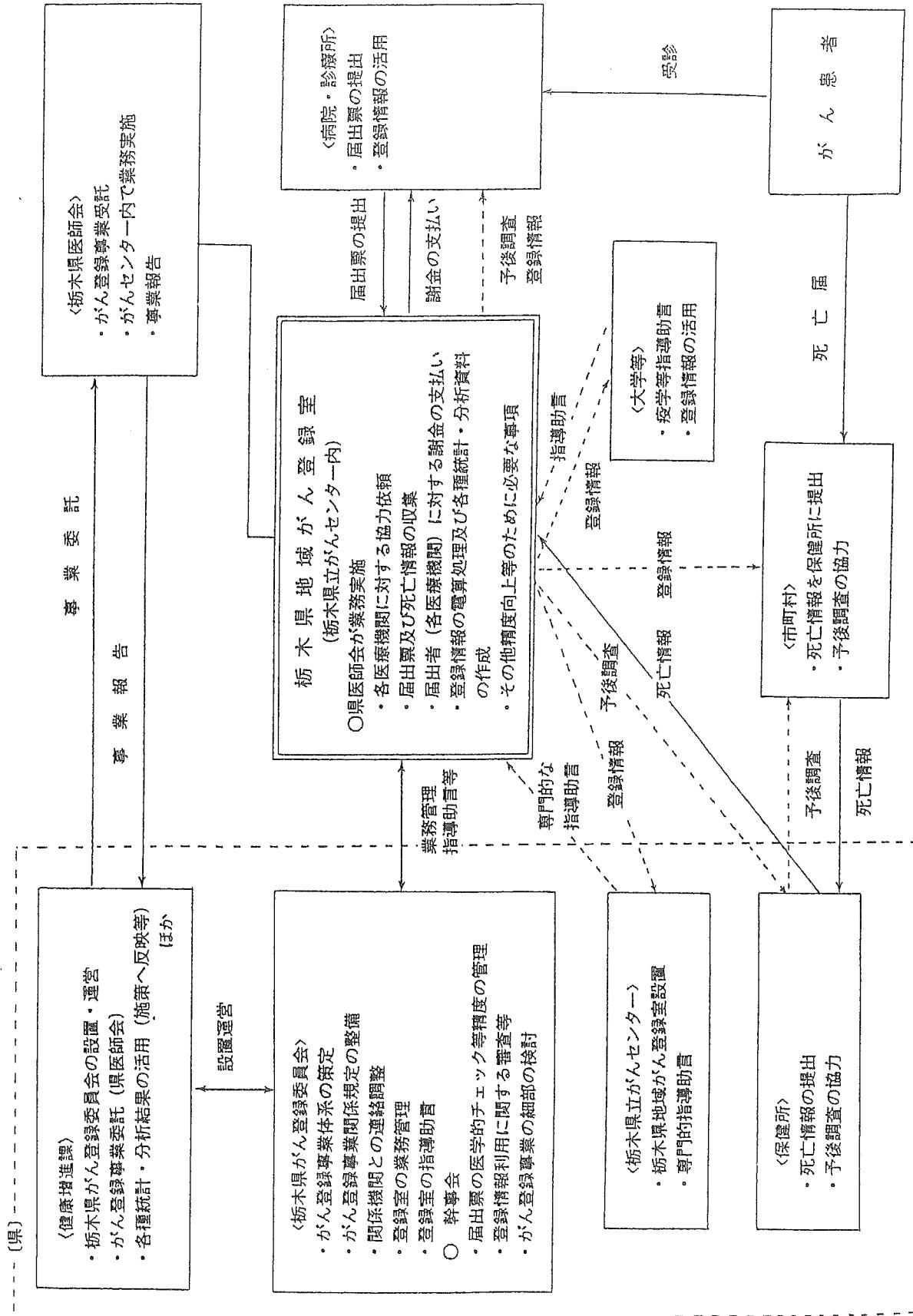
付則

この要領は、平成3年10月1日から施行する。

様式第1号

提出用		[登録・変更]			貴院カルテNo.	
届出施設	所在地： 施設名：				届出医師名	
フリガナ 患者氏名	男 女	生年 月日	明大 年月日	年 齢	職 業	
住所				出生地		
来院経緯	1 直接 2 他院から転院（紹介：1 有 施設名 3 検診（老人保健法・職場検診・人間ドック・その他） 4 他疾患診療中 5 その他					2 無
診断名 (部位)				組織診断		
初発再発 の区分	1 初発 (1 確定 2 疑診) 2 再発 (1 確定 2 疑診) 3 不明	再発 患者 の初 発時 治療	1 入院 (1 有 2 無 3 不明) 2 手術 (1 有 2 無 3 不明) 3 放治 (1 有 2 無 3 不明) 4 化療 (1 有 2 無 3 不明) 5 その他 (1 有 2 無 3 不明) []			
原発続発 の区分	1 原発 2 続発 3 不明		治療開始日：昭・平 年 月 日 〔施設名：〕			
進行度	1 上皮内 2 早期 3 腫瘍性 4 脊髄膜器浸潤 5 所属リンパ節転移 6 遷移転移 7 進行度分類不能 8 不明					
初診日	昭・平 年 月 日	診断日	昭・平 年 月 日			
検査内容	1 X線 2 内視鏡 3 超音波 4 CT 5 RI 6 腫瘍マーカー 7 細胞診 8 組織診 9 その他					
多重がん	1 有 2 無 (注) 多重がんの場合は、個々のがん毎に登録票を作成して下さい。					
治療の種類	01 手術 (1 有 2 無) 02 放射線治療 (1 有 2 無) 03 化療 (1 有 2 無) 04 ホルモン (1 有 2 無) 05 免疫 (1 有 2 無) 06 TAE (1 有 2 無) 07 アルコール (1 有 2 無) 08 温熱 (1 有 2 無) 09 レーザー (1 有 2 無) 10 内鏡 (1 有 2 無) 11 その他 []					
治療開始	昭・平 年 月 日	手術日	昭・平 年 月 日			
治療の達成度	1 痘瘍切除 (1 根治的 2 非根治的 3 その他) 2 痘瘍非切除 (1 物理 2 単純 3 その他) 3 放射線治療 (1 根治的 2 非根治的 3 その他) 4 化学療法 (1 根治的 2 非根治的 3 その他)					
入院有無	1 有 2 無	貴院指示	1 貴院で治療中 2 他院へ紹介 (施設名：)			
死亡情報	死亡日：昭・平 年 月 日	死因：1 原病死 2 他死因 ()		剖検：1 有 2 無		
受付日	平成 年 月 日	登録の有無	1 新規登録 2 登録済 (登録番号：)			
◇ 記入にあたり、不明点や疑問点は栃木県地域がん登録室（電話ファックス0286-45-9592）まで おたずねください。						

〈栃木県地域がん登録事業体系系〉



栃木県地域がん登録事業実施要綱

第1 目的

栃木県地域がん登録事業（以下「がん登録事業」という。）は、県内における悪性新生物等（以下「がん」という。）による死亡率が高いこと及び将来がんの増加が予測されていること等に鑑み、がん患者の登録を実施してがんの罹患の実態を把握し、もってがん対策推進上の基礎資料とし、県民の健康水準の向上に寄与することを目的とする。

第2 実施主体

県は、社団法人栃木県医師会（以下「県医師会」という。）、県内に所在する各医療機関（以下「医療機関」という。）、市町村、自治医科大学、獨協医科大学その他関係機関の協力を得て、がん登録事業を実施する。

第3 がん登録委員会の指導助言等

県は、がん登録事業の円滑、かつ効果的に実施するため、栃木県がん登録委員会（以下「がん登録委員会」という。）の指導助言等を得ながら事業を推進するものとする。

第4 業務の委託

県は、がん登録事業を効果的に実施、運営するために次の業務を県医師会に委託する。

- (1) 医療機関に対するがん登録事業推進の協力依頼

- (2) 栃木県地域がん登録届出票（様式第1号、以下「届出票」という。）
及び死亡情報の収集
- (3) 届出票を提出した医療機関（以下「届出医療機関」という。）に対する
届出謝金の支払い
- (4) 登録情報の電算処理及び各種統計・分析資料の作成
- (5) その他登録情報精度向上等のために必要な事項

第5 登録室の設置等

- 1 県は、がん登録事業の実施に当たり、栃木県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）内に、がん登録事業の拠点として、栃木県地域がん登録室（以下「登録室」という。）を設置する。
- 2 登録室に、登録室の管理運営の責任者として登録室管理者を置く。
- 3 県医師会は、受託業務を円滑に実施するため、登録室に業務を行う職員（以下「登録室職員」という。）を配置し、業務を行うものとする。

第6 医療機関におけるがん登録担当者の配置

医療機関は、届出票の提出等の業務を円滑に推進するため、がん登録に係る担当者の配置に努めるものとする。

第7 登録の対象

登録の対象は、県内の医療機関で診療を受けた者又は県内に住所を有しかつ県外の医療機関で診療を受けた者であって、がん及びその疑いのあるものの罹患者並びに死者とする。

第8 登録の方法

がん登録の方法は次のとおりとする。

1 診断時の届出

医療機関の医師（以下「医師」という。）は、第7に規定する疾患を診断し、次に掲げる場合においては、届出票に所要事項を記載のうえ、登録室あてに提出するものとする。

(1) がん患者が入院している場合は、次のいずれかに最初に該当したとき。

ア がん患者が退院したとき。

イ 入院期間が6か月をこえたとき。

(2) がん患者が入院していない場合は、次に掲げるとき。

ア がんと診断（又は疑診）し、外来手術を行うときは、外来手術を施行したとき。

イ がんと診断（又は疑診）し、外来手術を行わないときは、外来手術以外の治療を開始したとき。

(3) 自院においてがんと診断した患者が、治療等のため他院に転院したとき（以前に自院で届出を行っている場合を除く。）。

(4) 以前に自院で届出を行っている場合で、次に掲げるとき。

ア がんであるとして届出を行ったが、診断をがんでないと変更したとき。

イ がんの原発部位の診断を変更したとき。

ウ 手術を行わない予定であったが手術を行ったとき。

(5) がん患者が死亡したとき。

2 医師に対する問合せ

登録室は、届出票を提出した医師に対し、必要に応じ、文書又は電話により問合せをすることができる。

3 死亡小票の提出

保健所は、他の保健所へ移送する分を含めた当該月分の死亡者全員の

人口動態調査死亡小票（人口動態調査令施行規則（昭和23年厚生省令第6号）第6条に定める様式第7号、以下「死亡小票」という。）の写しを翌月末日までに健康対策課経由で登録室に提出する。

4 出張採録

登録は、原則として医師からの届出によるが、登録室職員は情報収集のため必要な場合は、医療機関の承認を得たうえで出張採録を行うことができる。

5 予後（追跡）調査

- (1) 予後調査は、がんと診断した年の3年後、5年後、7年後及び10年後に行うものとし、別に定める期日現在の登録患者の生死を確認する。ただし、当該期日現在において死亡年月日が明らかな者及び消息不明者等については、予後調査の対象外とし、その旨登録する。
- (2) 登録室は、予後調査の結果に基づき、次により処理するものとする。
 - ア 生死が判明した者については、その旨登録する。
 - イ 県内において住所を変更した者については、変更後の住所を登録し、次回の予後調査の対象とする。
 - ウ 県外へ転出した者については、可能な範囲内において、追跡するものとする。
 - エ 生死及び転出が不明である者については、以後予後調査は行わない。

- (3) 登録室職員は、市町村、保健所及び医療機関の協力を得て予後調査を実施する。

6 登録データの作成

- (1) 登録室においては提出された届出票、死亡小票の写し等に基づき登録を行い、その資料を保管するものとする。
- (2) 登録室は、登録したデータを基に次に示すような疫学的解析等を行

う。

- ア 罹患率の測定
- イ 受療状況の把握
- ウ 生存率の測定
- エ がん予防、医療活動の評価
- オ 医療機関への支援
- カ その他疫学等に必要なもの

第9 がん登録事業の精度の確保等

- 1 登録室は、がん登録事業の精度の確保等を図るため、届出票の検査、出張採録、予後調査、登録データの疫学的解析等の実施に当たり、がん登録委員会に対して、定期又は臨時に医師等の派遣を依頼することができる。
また、がん登録事業の推進に当たり生じた不明な事項等については、がん登録委員会に意見等を求めることができる。
- 2 がん登録委員会は、登録室から1の規定に基づく依頼等があった場合は、医師等の派遣等について適切に対応するものとする。

第10 用紙等の配布

登録室は、必要に応じ、届出票の用紙及び封筒（料金受取人払）を適宜医療機関に配布するものとする。

第11 届出謝金の支払い

登録室は、届出医療機関に対し、届出謝金を支払う。なお、届出謝金の額については、別に定める。

第12 秘密の保持

がん登録事業に係る情報の取扱いに関する基本的事項は、別に定める。

第13 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項等についてはがん登録委員会において決定する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

栃木県地域がん登録情報管理要領

第1 目的

この要領は、栃木県地域がん登録事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第12に基づき、栃木県地域がん登録事業（以下「がん登録事業」という。）に係る情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、個人及び個々の医療機関の秘密を保護することを目的とする。

第2 がん登録事業に従事する者の義務

実施要綱第5の2に規定する栃木県地域がん登録室（以下「登録室」という。）管理者及び同要綱第5の3に規定する登録室職員等がん登録事業に従事する者（以下「がん登録従事者」という。）並びに従事していた者は、がん登録事業に関し知り得た個人及び個々の医療機関の情報を他に漏らしてはならない。

第3 患者等への接触禁止

がん登録従事者は、情報の収集に際し、患者あるいはその家族と接触してはならない。

第4 情報の収集

- 1 収集する情報は、がん登録事業を実施するために必要な最小限度の範囲とする。
- 2 情報の転記は正確に行い、転写・複写作業における作業過誤等の用紙類は、細断又は焼却により廃棄する。
- 3 実施要綱第8の4により登録室職員が医療機関に出張してがん患者情報を収集する場合は、あらかじめ対象となる医療機関に対し申請を行い、その承認を得た上で出張し、実施要綱第4の(2)に規定する届出票に必要事項のみ転記する。

第5 届出内容に関する医療機関への照会

- 1 登録作業に当たり実施要綱第8の1の規定により届出を行った医療機関の医師（以下「届出医」という。）に対し、届出患者についての問合わせが必要になったときは、登録室管理者又は登録室管理者が承認した者が、これを行う。
なお、電話照会の場合は、通話相手が届出医であることを必ず確認した後に行うものとし、文書照会の場合には、必ず郵便書留による。
- 2 届出医の退職等の事由により、届出医への照会が不能の場合は、当該届出に係る医療機関（以下「届出医療機関」という。）の実施要綱第6に規定するがん登録担当者に対し照会する。

第6 電子計算機の端末機の操作

- 1 登録室職員は、個々に設定されたパスワードを入力の上、電子計算機の端末機による登録情報の処理（以下「電算処理」という。）を行う。
- 2 端末機を操作した場合は、その都度端末機械操作記録簿（様式1）にその旨記入することとし、常に操作状況を明確にしておかなければならない。

第7 書類等の管理

登録室管理者は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

1 原票等の管理

- (1) 栃木県地域がん登録室（登録室）に送付された原票等については、受入れに際し必要な

確認措置を講ずるとともに、処理後はすべて施錠したキャビネット等に保管する。

(2) 原票等が不用となった場合には、直ちに細断又は焼却により廃棄する。

2 出力帳票の管理

(1) 出力帳票のうち保管を要するものは、施錠したキャビネット等に保管する。

(2) 不用となった出力帳票は、直ちに細断又は焼却により廃棄する。

3 媒体に記録された情報の管理

(1) 収集した情報を登録した磁気ディスクは、作業中の事故又は故障に備えて、定期的に複写し別途保管する。

(2) 電算処理用のマスターファイル等を記録したフロッピーディスク、磁気テープ等の登録情報記録媒体は、すべて施錠ロッカーに保管する。

保管に当たっては、データ管理台帳（様式2）に必要事項を記録し、隨時点検を行う。

(3) 磁気ディスク、フロッピーディスク、磁気テープ等に記録された情報は、不用になった時点ですぐに消去する。

4 ドキュメントの保管

システム設計書、操作手順、プログラム解説書等のドキュメントは、施錠した登録室の所定の場所に保管する。保管に当たっては、ドキュメント管理台帳（様式3）に必要事項を記録する。

第8 入室等の管理

1 登録室管理者は、特に必要がある場合を除き、登録室職員以外の者を登録室に立ち入らせてはならない。

2 登録室職員以外の者が登録室に立ち入る場合は、登録室管理者の承認を得なければならない。

3 登録室を最後に退出する者は、施錠の確認等の措置を講ずるものとする。

第9 登録情報の利用制限

1 登録情報は、がん登録事業の目的以外には利用してはならない。

2 登録情報利用の目的は、本情報を閲覧すること以外には、利用しようとしている目的を達成できないか、達成することが事実上極めて困難な場合であって、かつ情報を利用することにより、その時点において科学的、社会的、臨床的に新しい価値を生むことが一般的に期待できる場合に限られるべきである。

第10 予後情報利用の手続き

1 登録室は、届出医療機関に対し、当該医療機関に係る届出患者に関する予後情報の提供を行うことができる。

2 予後情報の利用は、過去に届出をした主治医またはその医療機関が、その後の患者について登録された情報を適正な診療または研究の目的で利用する場合とする。

3 届出医療機関が届出患者に関する予後情報の提供を受けようとする場合には、当該医療機関の施設長名で予後情報利用申請書（様式4）を登録室に提出する。

4 登録室は、3の規定に基づく申請があった場合は、直接交付又は郵便書留により情報を提供する。

5 届出医療機関が、情報を受領した場合は、速やかに受領書（様式5）及び誓約書（様式6-1）を提出するとともに、当該情報の受領後の取扱いについて、十分配慮しなければならない。

第11 研究等のための登録情報利用の手続等

- 1 年報等により公表を行ったもの以外の登録情報を、疫学的研究等に利用しようとする者は登録情報利用申請書（様式7）を、登録室を経由して、栃木県がん登録委員会（以下「がん登録委員会」という。）及び栃木県保健福祉部長（以下「保健福祉部長」という。）に提出するものとする。申請した内容を変更しようとする場合も、同様である。
なお、利用できる情報は、これまでに年報等で公表されている年度までとする。
- 2 がん登録委員会及び保健福祉部長は、1の規定に基づく申請があった場合において、当該申請に係る登録情報の利用が、次に掲げる基準のすべてに適合していると認めるときは、利用の承認をすることができる。
 - (1) 登録情報の利用が保健医療の向上又は研究のためのものであること。
 - (2) 登録情報の利用ががん対策の推進に寄与するものであること。
 - (3) 利用する登録情報が、利用目的を達成する上で必要な最小限度の範囲内のものであること。
 - (4) 登録情報利用を申請した者（以下「申請者」という。）が研究実績を持つ研究者で、社会に貢献する適正な研究目的を持ち、目的達成の研究能力と研究遂行に必要な手段を持ち、登録情報から知り得た情報の管理を適切に行うことができる者であること。
- 3 がん登録委員会及び保健福祉部長は、承認に当たり、登録情報の利用方法、利用する範囲等について、条件を付することができるものとする。
- 4 がん登録委員会及び保健福祉部長は、2の規定による承認をした場合は、登録室を経由して、申請者に登録情報利用承認書（様式8）を交付の上登録情報を提供する。また、不承認の場合は、登録情報利用不承認書（様式9）を登録室を経由して通知する。
- 5 情報の提供は、直接交付又は郵便書留によるものとし、提供に当たり登録室は登録情報提供記録簿（様式10）に必要事項を記録するものとする。
- 6 申請者は、登録情報を受領した場合には、速やかに受領書（様式5）及び誓約書（様式6-2）を登録室に提出する。
- 7 申請者は、登録情報の受領後の取り扱いについて、次に掲げる項目を遵守しなければならない。
 - (1) 当該情報を利用申請目的以外に使用しない。
 - (2) 当該情報の借用中の保管については、申請者の責任において、十分な管理を行う。
 - (3) 当該情報の利用目的を達成した場合には、直ちに当該情報を登録室に返還する。
- 8 研究結果の報告
 - (1) 研究成果の公表に当たっては、その内容について事前にがん登録室を経由してがん登録委員会及び保健福祉部長に提出し、協議しなければならない。
 - (2) 研究成果の中に「栃木県がん登録資料を利用した」ことを明示しなければならない。
 - (3) 印刷論文の別刷または抄録の写し等をがん登録委員会及び保健福祉部長に提出するものとする。

第12 その他

- 1 報道機関等からの照会に関しては、原則として健康増進課が対応する。
- 2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、がん登録委員会において決定する。

附　　則

この要領は、平成5年4月1日から適用する。

附　　則

この要領は、平成8年4月1日から適用する。

診療所用



(様式1)

*整理番号

*受付年月日

M. N. Report
(Malignant Neoplasm Report)

医療機関名 (TEL) 住 所 報告医師氏名				
カルテ番号		初診日 平成 年 月 日		
ふりがな 患者氏名	1 男 2 女	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		
住所	市 郡	町 村	番	号
診断名及び 部位	診断年月日：平成 年 月 日			
診断根拠 重複記入可	1 臨床的 2 画像 3 内視鏡 4 手術 5 細胞診 6 組織診 7 剖検			
初発・再発	1 初発 2 診療継続中 3 再発 4 不明			
受診経路	1 集団検診 : 1 老健法 2 労安法 3 その他 2 個人健康診断 : 1 老健法 2 人間ドック 3 その他 3 有症状受診 4 他疾患治療中 1 紹介なし 2 紹介あり ()			
転帰 1当院で診療継続中 3死亡 (平成 年 月 日)	2転医 : 転医先 ()			

病院用



(様式2)

*整理番号

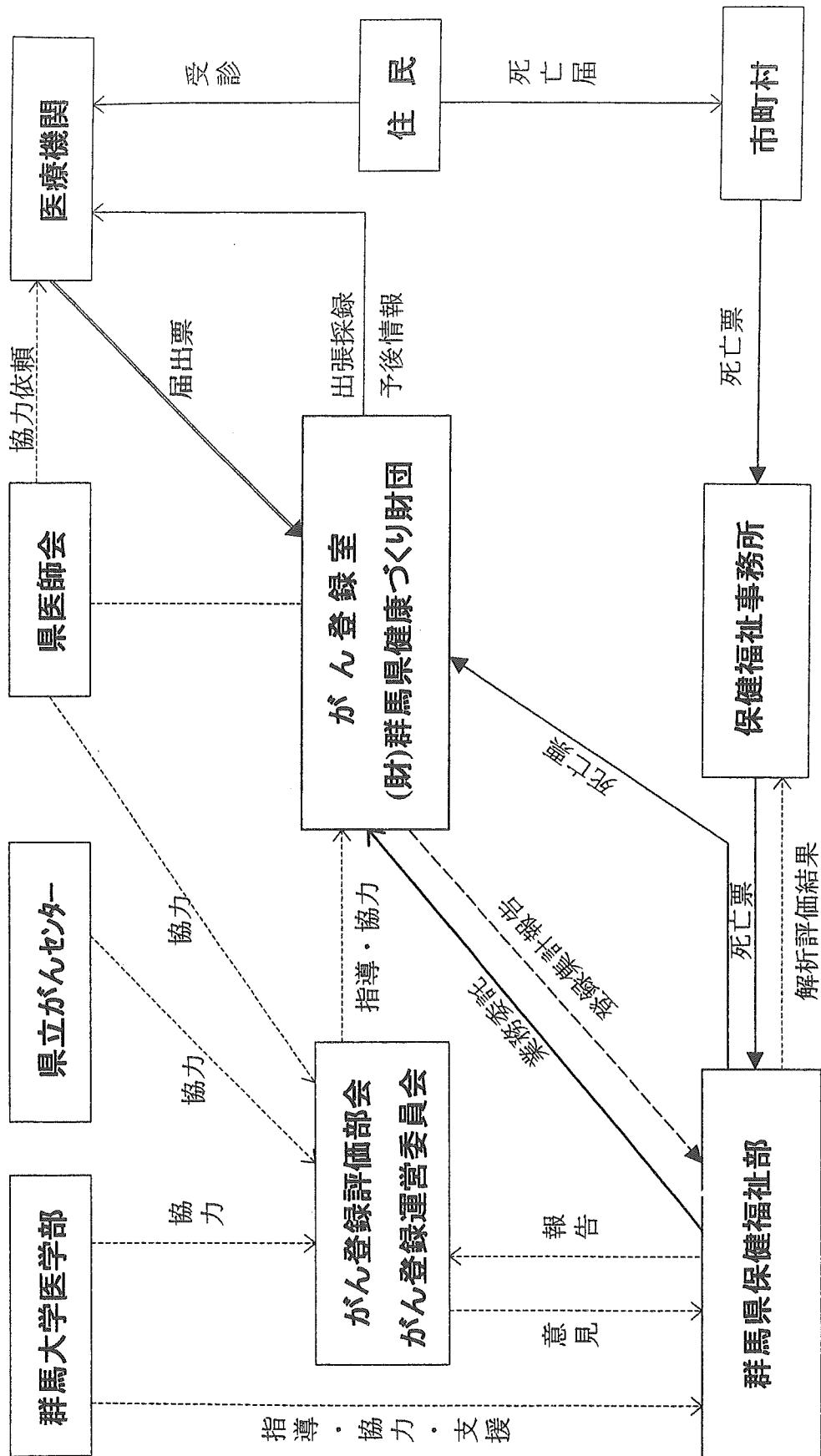
*受付年月日

M. N. Report

(Malignant Neoplasm Report)

医療機関名 (TEL)			
住 所			
報告医師氏名			
カルテ番号		初診年月日	平成 年 月 日
ふりがな 患者氏名		1男 2女	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日
現 住 所	市 郡	町 村	番 号
受診動機	1 集団検診 : 1 老健法 2 労安法 3 その他 2 個人健康診断 : 1 老健法 2 人間ドック 3 その他 3 有症状受診 4 他疾患治療中	紹介	1 なし 2 あり ()
臨床診断	診断年月日 : 平成 年 月 日		
診断根拠	1 臨床的 2 画像 3 内視鏡 4 手術 5 細胞診 6 組織診 7 割検		
初発・再発	1 初発 2 診療継続中 3 再発 4 不明		
治療方法	1 手術 (手術日 平成 年 月 日) 内容 1絶対的治癒切除 2相対的治癒切除 3非治癒切除 4その他 ()		
	2 放射線治療 3 化学療法 4 免疫療法 5 ホルモン療法 6 対症療法		
	7 その他 ()		
	8 経過観察 9 無治療		
病 期	1 上皮内 2 当該臓器に限局 3 所属リンパ節転移 4 隣接臓器浸潤 5 遠隔転移 6 不明 7 その他 ()		
種 別	1 単発 2 多発 (異時・同時) 3 重複 (異時・同時)		
病理組織 所見			
入 院 日	平成 年 月 日	退 院 日	平成 年 月 日
転 帰	1 当院で診療継続中 2 転医 : 転医先 () 3 死亡		
	平成 年 月 日	死因	1原病死 2他因死 3不明

群馬県がん登録事業フローチャート



II 参考資料

群馬県がん登録事業実施要綱

第1 目的

本県における、がんの罹患の実態を登録し、これを追跡調査することにより、疾病構造の変化を明らかにし、保健医療行政、特にがん予防対策推進上の重要な基礎資料とし、もって県民の保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

第2 事業の実施

県は、群馬県医師会、医療機関、群馬大学医学部、財団法人群馬県健康づくり財団、その他関係者の協力を得て実施する。

第3 登録対象

本事業は、群馬県内の医療機関（医療法第1条の5に定める病院及び診療所のうち医業を行う場所をいう。以下同じ）で発見されたがん（第10回修正国際疾病分類のC00からC95及びD00からD09に掲げる疾患をいう。以下同じ。）及びがんによる死亡を対象とする。

第4 事業の実施方法

- 1 県は、本事業を実施するため、がん登録室を設置し、次の業務を行う。
 - (1) 必要情報の収集
 - (2) 収集した情報の登録及び管理
 - (3) 収集した情報の集計及び解析
 - (4) その他事業の推進に必要な事項
- 2 がん登録室業務の一部を、財団法人群馬県健康づくり財団に委託するものとする。
- 3 本事業が適正に実施されるため、群馬県がん登録評価部会及び群馬県がん登録運営委員会を設置する。

第5 秘密の保持

本事業に従事する者又は従事していた者は、業務上知り得た個人及び個々の医療機関に関する情報を他に漏らしてはならない。

第6 その他

この要綱に定めるもの他必要な事項は、県が別に定める。

付則

この要綱は、平成5年12月7日から施行する。

付則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

千葉県悪性新生物通報票

貴院カルテ番号

受付番号											
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

千葉県

(※の項目は複数解答可、太枠内は記入しないこと)

氏名		性別	生年月日			日
		男・女 M・F	明・大・昭・平 M T S H	年	月	
住所						
診断名						
初発・再発の別	1) 初発 2) 初発以外 3) 不明					
診断の確度	1) 確診 2) 疑診					
診断年月日	S · H	年	月	日		
死亡時	死亡年月日	年	月	日		
	死因	1) 原病死 2) 他病死 3) 不明				

付加的	症状初発時期	症状なし・不明・症状有り→ S · H	年	月	日	
	初診年月日	S · H	年	月	日	
※来院の動機		1) 個人健康診断(含人間ドック) 2) 集団検診 3) 有症状受診 4) 他院より紹介(市町村 医・病院) 8) その他				
※入院の有無		1) 入院 2) 外来 3) 紹介転医(市町村 医・病院)				
※診断方法		1) 臨床所見のみ 2) 画像診断 3) 超音波 4) R I 5) 内視鏡 6) 手術 7) 細胞診 8) 組織診 9) 割検 10) その他()				
病理組織所見						
項目	転移	リンパ節 1:所属 2:遠隔 3:両方 0:なし 9:不明	隣接臓器 1:あり 0:なし への浸潤 0:なし 9:不明	臓器 1:あり 0:なし 転移 0:なし 9:不明		
	治療方法	手術年月日	S · H	年	月	日
		手術術式	1) 開創手術 2) 非開創手術(ポリペク等) 3) 不明 ※ 1) 放射線療法 2) 化学療法 3) 免疫療法 4) ホルモン療法 5) 溫熱療法 6) その他の治療法()			
備考				施設	96	101

医療機関	所在地	振込銀行口座	銀行			支店	
	医療機関名		当座	普通	番号		
	通報医師名						
	電話		フリガナ	氏名			

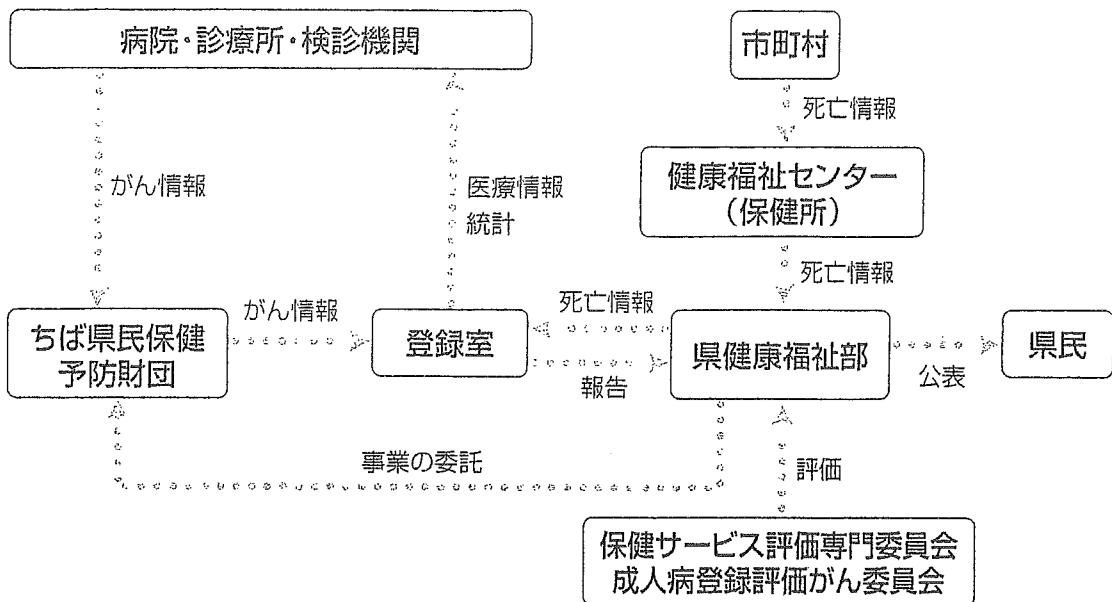
連絡事項や表面に書ききれない情報がございましたら裏面の備考欄をご利用下さい。

切り取りせん

貴院控	氏名	性別	男・女	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
	住所				通報	年 月 日
	診断					

送付先は〒261-0002 千葉市美浜区新港32-14 TEL 043-246-8606 (財)ちば県民保健予防財団企画部情報研修課宛お願いします。

～千葉県がん登録事業体系図～



千葉県がん登録実施要領

1. 目的

罹患率の測定疫学調査ならびにがん患者の追跡調査を行い、もって医療内容の実態把握及びがん対策確立の基礎資料に供することを目的とする。

2. 事業実施主体と協力団体

(1) 事業主体

千葉県

(2) 協力団体

千葉県医師会（地区医師会を含む）

国立病院療養所

千葉大学医学部付属病院

財団法人ちば県民保健予防財団等がん検診施設

3. 登録の範囲

県の各医療機関で発見されたすべての悪性新生物（疑いを含む）とする。

4. 通報票の種類

悪性新生物通報票

5. 通報の時期

原則として診断時、退院時、治療中時、死亡時（死亡年月日）及び転院時のそれぞれの時期に行う。

6. 実施方法

本事業は次により実施する。

なお、事業の一部を財団法人ちば県民保健予防財団に委託する。

(1) 財団法人ちば県民保健予防財団

県の委託を受け、各病院、診療所に対し、がん患者の通報を依頼するとともにあらかじめ通報票を配布する。

したがって、各病院、診療所はがん患者（疑いを含む）を発見した場合、すでに配布されている悪性新生物通報票により財団法人ちば県民保健予防財団へ通報する。

財団法人ちば県民保健予防財団は届出された通報票をとりまとめ翌月 15 日までに千葉県がんセンター登録室（以下「登録室」という。）一括して送付する。

(2) 保健所及び健康増進課

ア 保健所は人口動態調査死亡小票から、人口動態調査死亡小票転写票を作成し、健康増進課に翌々月の 15 日までに送付する。

イ 県は保健所から送付された人口動態死亡小票転写票をとりまとめ翌々月 30 日までに登録室に送付する。

(3) 千葉県がんセンター（登録室）

ア 人口動態調査死亡小票転写票との照合

登録室は送付された人口動態調査死亡小票転写票と悪性新生物通報票を照合し、その結果未通報のがん死亡者については悪性新生物通報票の提出を当該医療機関に依頼する。

イ データの処理

登録室は送付された悪性新生物通報票を別に定める要領により処理する。

なお、この結果を「千葉県がん登録事業報告書」として発表する。